

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第48号）新旧対照表 第39条関係

改正後						改正前					
○鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例						○鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例					
昭和48年12月25日						昭和48年12月25日					
鳥取市条例第48号						鳥取市条例第48号					
第1条～第23条（略）						第1条～第23条（略）					
別表（第7条、第19条関係）						別表（第7条、第19条関係）					
1 鳥取市民体育館利用料金						1 鳥取市民体育館利用料金					
2 鳥取市河原町総合体育館利用料金						2 鳥取市河原町総合体育館利用料金					
区分			時間			時間			時間		
			午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円	全面	一般	1時間につき 360円	1時間につき 400円	1時間につき 440円	
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	
		障害者等	無料	無料	無料			障害者等	無料	無料	無料
	片面	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	片面	一般	1時間につき 180円	1時間につき 200円	1時間につき 220円	
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円		小学生、中学生、高齢者	1時間につき 90円	1時間につき 100円	1時間につき 110円	
		障害者等	無料	無料	無料			障害者等	無料	無料	無料
トレーニング室			1時間につき	1時間につき	1時間につき	トレーニング室			1時間につき	1時間につき	1時間につき

	100円	100円	100円
幼児体育室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
高齢者体育室	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
研修室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
健康相談室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
卓球場	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

	100円	100円	100円
幼児体育室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
高齢者体育室	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
研修室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
健康相談室	1時間につき 200円	1時間につき 200円	1時間につき 400円
卓球場	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては540円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 幼児体育室、研修室及び健康相談室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を利用する場合は、無料とする。

3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館利用料金

区分			利用料金（1時間につき）
競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
	半面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円
		障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては550円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。

- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 9 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、トレーニング室、高齢者体育室又は卓球場を利用する場合は、無料とする。

3 鳥取市河原町勤労者体育館・鳥取市気高町勤労者体育センター・鳥取市青谷町体育館利用料金

区分			利用料金（1時間につき）
競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
	半面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円
		障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。

- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

- 4 鳥取市稲葉山体育館使用料、5 鳥取市城北体育館使用料（略）
- 6 鳥取市美保南体育館使用料

区分			時間	
			午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
トレーニングルーム			1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティングルーム			1時間につき150円	1時間につき300円

- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

- 4 鳥取市稲葉山体育館使用料、5 鳥取市城北体育館使用料（略）
- 6 鳥取市美保南体育館使用料

区分			時間	
			午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
トレーニングルーム			1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティングルーム			1時間につき150円	1時間につき300円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては550円、片面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。

7 鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市気高町体育館使用料

区分	金額（1時間につき）
----	------------

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、片面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場又はトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。

7 鳥取市湖南体育館・久松会館体育館・鳥取市福部町体育館・鳥取市気高町体育館使用料

区分	金額（1時間につき）
----	------------

競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
	片面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円
		障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては550円、片面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

8 鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
----	-----------	------------

競技場	全面	一般	400円
		小学生、中学生、高齢者	200円
		障害者等	無料
	片面	一般	200円
		小学生、中学生、高齢者	100円
		障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、片面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

8 鳥取市用瀬町勤労者体育センター使用料

時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
----	-----------	------------

区分				
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
トレーニングコーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティング室			1時間につき100円	1時間につき200円
備考				
1 1時間未満は、1時間とする。				
2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。				
3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては550円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。				
4 ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。				
5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。				
6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。				
7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。				

区分				
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料
卓球コーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
トレーニングコーナー			1時間につき100円	1時間につき100円
ミーティング室			1時間につき100円	1時間につき200円
備考				
1 1時間未満は、1時間とする。				
2 競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。				
3 競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては540円、半面使用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。				
4 ミーティング室の冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。				
5 附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。				
6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。				
7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。				

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。

9 前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料 （略）

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場、卓球コーナー又はトレーニングコーナーを使用する場合は、無料とする。

9 前各項に掲げる体育館を除く体育館使用料 （略）